

第3章 計画の基本理念及び施策の体系

第1節 基本理念

本計画の基本理念を「**子育て 子育て ともに育つ 笑顔あふれるまち☆ふじみ**」とし、子どもを安心して生み育て、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えるとともに、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを実感できるような支援をしていきます。

次代を担う子ども一人ひとりが、将来に夢や希望をもち、心豊かに育つために、地域全体が子どもと子育て家庭への理解や関心を深め、ともに支え合えるまちの実現を目指します。

子どもたちの笑顔あふれる魅力あるまちを目指して、市民と市が一体となって子どもと子育て家庭を支援していきます。

<基本理念の考え方>

子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念及び基本指針の子ども・子育て支援の意義に沿うものとし、また本市における上位計画である『富士見市第5次基本構想』及び現行計画である富士見市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の基本理念との整合性を図りながら策定するものです。

<子ども・子育て支援法における基本理念（抜粋）>

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

<子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針における子ども・子育て支援の意義>

(子ども・子育て支援の意義に関する事項)

- 1 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 2 子どもの育ちに関する理念
- 3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

○ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

○ 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

○ 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。

○ 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

○ 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

○ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

○ 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

<富士見市第5次基本構想中期基本計画（抜粋）>

将来都市像『ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市

～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～』

第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

第1節 子育て支援の充実

1. 施策の方向性

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。

第2節 基本目標

1. 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

子どもと子育て家庭に対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援します。

2. 一人ひとりの個を伸ばす支援

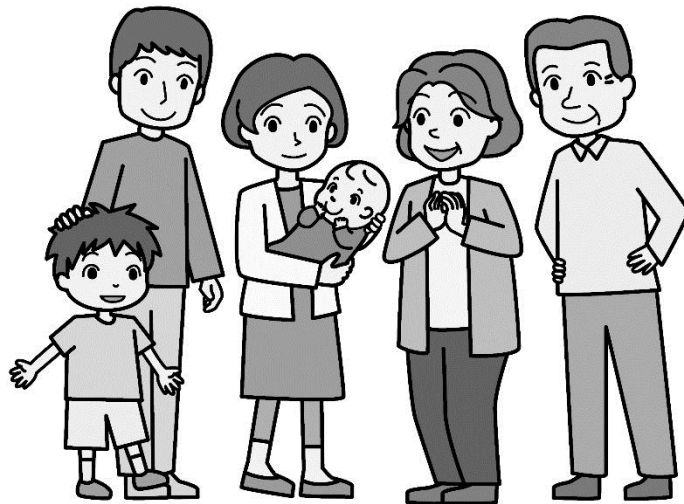
子どもの最善の利益を考え、子どもの人権を尊重するとともに、虐待を受けている子どもや障がいをもっている子どもなど保護・支援を必要とする子どもに対する支援や、ライフステージに応じた支援を行います。

3. 子育て家庭への支援の充実

子育て家庭への経済的支援や妊娠から出産後まで一貫した母子の健康診査等の健康管理支援と、健康相談等の不安解消や仲間づくりの支援など、さまざまな子育て家庭への支援の充実を図ります。

4. 地域や社会が支える子育て支援

防犯活動など子どもが安心して生活できるための支援、子育てサークルや交流機会の提供、情報の提供など、地域での子育て家庭への支援を行います。



第3節 施策の体系

基本理念

子育て

子育て

ともに育つ

笑顔あふれるまち

☆

ふじみ

教育・保育事業〈国必須記載事項〉

- 1 学校教育の提供
- 2 保育の提供

地域子ども・子育て支援事業〈国必須記載事項〉

次世代育成支援行動計画から引き継ぐ施策

1. 一人ひとりの個を伸ばす支援

- (1) 子どもの権利の尊重
- (2) 児童虐待防止対策の充実 〈国任意記載事項〉
- (3) 障がい児施策の充実 〈国任意記載事項〉
- (4) 子どもの発達段階に応じた支援

2. 子育て家庭への支援の充実

- (1) 子育て家庭への経済的支援
- (2) 母子の健康増進
- (3) 思春期保健対策
- (4) ひとり親家庭の自立支援 〈国任意記載事項〉
- (5) 仕事と子育ての両立に向けた支援 〈国任意記載事項〉

3. 地域や社会が支える子育て支援

- (1) 子どもが安心して生活するための支援
- (2) 子育てに関する情報提供
- (3) 子どもの健全育成の充実

4. 関連する他の計画で取り組む施策

5. その他

第4節 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。それに基づき、幼児期の学校教育（幼稚園・認定こども園）や保育、地域の子育て支援の量や質の向上を進めていく新しい制度です。

全体像

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う)

2. 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援【新設】
- ②延長保育(時間外保育事業)
- ③放課後児童クラブ
(放課後児童健全育成事業)
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会(要保護児童対策地域協議会)その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑦子育て支援センター
(地域子育て支援拠点事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業(病児保育事業)
- ⑩ファミリー・サポート・センター
(子育て援助活動支援事業)
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

上記()内は国の名称

子ども・子育て支援新制度で変わること(要約)

(1) 新制度に移行する幼稚園、認定こども園、保育施設等の運営基準を条例で決めました。

(2) 保育施設等を利用できる人が「保育に欠ける児童」から「保育を必要とする児童」に変わります。

(3) 新制度に移行する幼稚園・保育施設等の利用手続きが変わります。
・子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じた1～3号の認定を受けること。
・2号・3号の場合は、標準時間認定または短時間認定を受けること。

(4) 新制度に移行する幼稚園・地域型保育(現在の家庭保育室)の保育料が変わります。
・保育所と同様にそれぞれの所得に応じた保育料が決められ、第2子以降は負担軽減措置があります。

(5) 市が放課後児童クラブの設備や運営基準を条例で定め、小学校4年生までが対象でしたが、小学校6年生までに変わります。

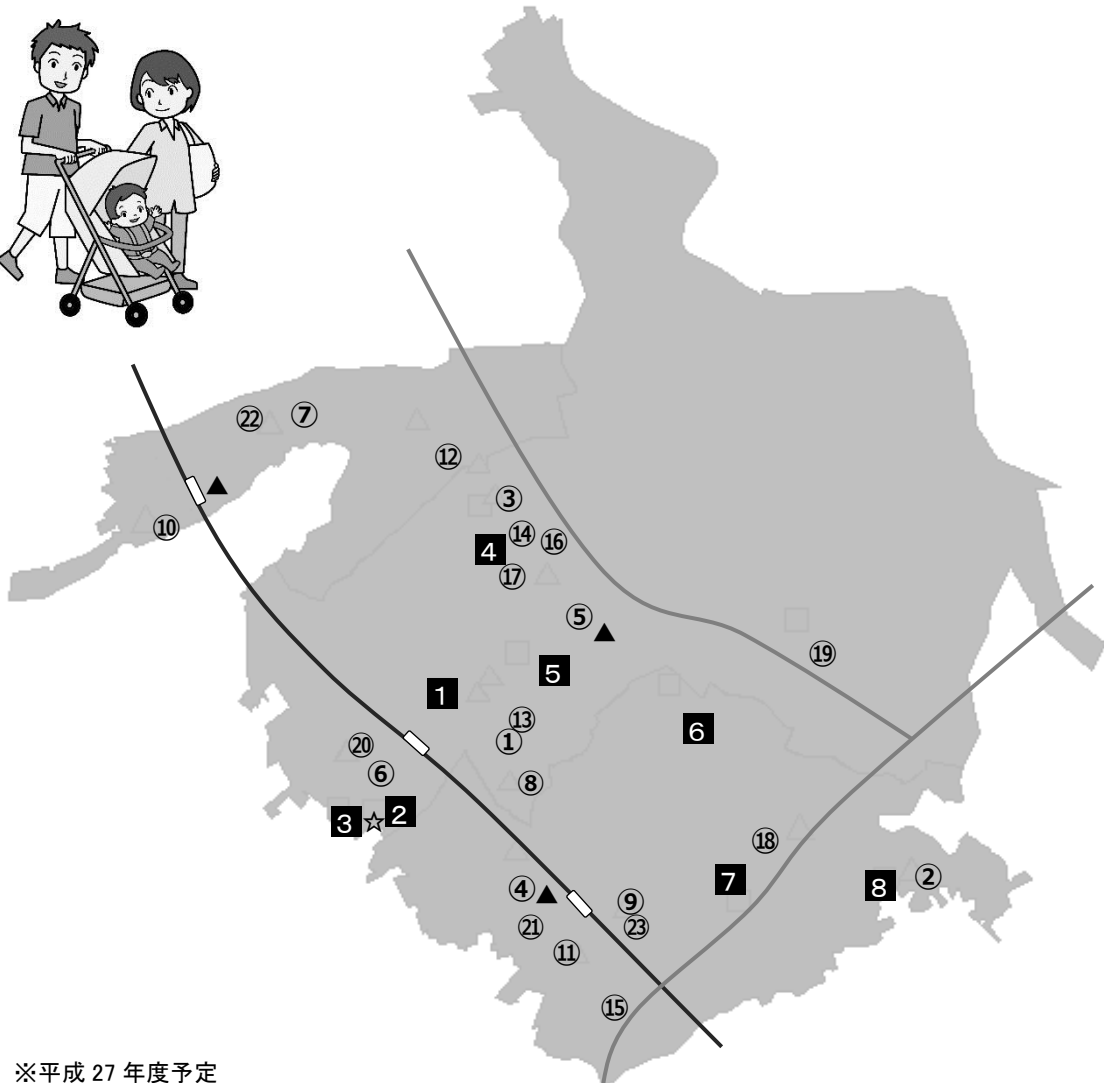
(6) 放課後児童クラブの集団の単位は、おおむね40人までとなります。



<詳細は第4章 施策の展開に記載>

第5節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。富士見市では、地理的状況やニーズ調査結果を踏まえ、より利用者の選択肢が広がり、柔軟に対応ができるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。



※平成 27 年度予定

保育所(園)	
①	第1保育所
②	第2保育所
③	第3保育所
④	第4保育所
⑤	第5保育所
⑥	第6保育所
⑦	ふじみ野保育園 ★
⑧	こぼと保育園
⑨	けやき保育園 ★
⑩	子どものそのBaby ★
⑪	西みずほ台保育園 ★
⑫	勝瀬こぼと保育園 ★
⑬	けやきわかば保育園
⑭	富士見すすく保育園 ★
⑮	針ヶ谷保育園
⑯	ナーサリースクール SUKUSUKU ★
⑰	ナーサリースクール KITAHARA

幼稚園	
1	谷津幼稚園 ★
2	富士見台幼稚園
3	銀の鈴幼稚園
4	きたはら幼稚園
5	すわ幼稚園
6	ほんごう幼稚園
7	みずたに幼稚園
8	富士見みずほ幼稚園

認定こども園	
⑱	富士見れんげこども園 ★
⑲	南畑幼稚園・なんばた保育園

小規模保育施設(地域型保育事業)	
⑳	マーガレット保育室
㉑	キッズルームTinkerbelle
㉒	ベビーキャッスル私立白金保育室
㉓	ピッコリーノびよびよ

その他	
▲	児童館
☆	子育て支援センター
★	子育て支援センターを併設する施設